

平成27年第6回由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成27年6月26日（金）14時00分

2. 場 所：挾間庁舎 4階 大会議室

3. 出席委員 30名

会 長

副 会 長

25番 栗林 睦和

委 員

| | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1番大澤 英之 | 11番廣瀬 啓治 | 21番衛藤 由澄 | 31番大塚 弘士 |
| 2番加藤 正信 | 12番田中真理子 | 22番佐藤 高信 | 32番山月 憲昭 |
| 3番佐藤有太郎 | | | 33番甲斐 善馬 |
| 4番利光 末子 | 14番田中 俊行 | 24番佐藤 靖司 | 34番小山 豊康 |
| 5番坂本 成一 | 15番首藤 勝磨 | 25番栗林 睦和 | |
| 6番安部 義浩 | 16番梅木 敏弘 | 26番二宮 正男 | 36番穴井 幸男 |
| 7番佐藤 義男 | | 27番溝口 正剛 | |
| 8番吉廣 順一 | | 28番庄野 誉 | |
| 9番後藤 慶子 | | 29番佐藤 圭介 | |
| 10番佐藤 勝規 | 20番那須 紀子 | 30番佐藤千代信 | |

4. 欠席委員

| | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 13番佐藤 幸市 | 17番縣 次男 | 18番加藤 康男 | 19番佐藤 邦政 |
| 23番小野 七郎 | 35番後藤 義昭 | | |

5. 議事日程

(1) 出席確認及び行事報告（事務局長）

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

①農地法第18条の規定による合意解約通知の報告

②農用地利用集積計画（貸借権設定）の審議

③農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の審議

④農地法第4条の規定による許可申請の審議

⑤農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議

⑥農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請の審議

⑦非農地証明の発行の審議

⑧下限面積（別段の面積）の設定の審議

⑨平成28年度大分県農政施策に関する建議の協議

(4) その他

○平成27年度農地パトロール（利用状況調査）について

○平成27年度農業委員地区別セミナーの開催について

○坂本成一委員の叙勲祝賀会について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 須藤啓司、次長 後藤義一、次長 日野正美、主幹 大嶋陽一

7. 会議の概要

事務局長次長 配布資料の確認・修正について
議案25号提案の経緯について 説明
事務局長 行事報告 連絡事項

出席者報告 出席委員36名中、30名の出席となります。会議規則第8条により総会が成立していることを報告します。

会長挨拶

議長

それでは本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間といたしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。したがって会議は本日1日間と決定しました。

次に会議録署名人の2名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号「1番大澤英之」委員さんと「2番加藤正信」委員さんの2名にお願いします。よろしくをお願いします。

次に採決についてお諮りします。これから採決します日程第1から第9までのすべての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議はありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。それでは、只今より会議規則第7条による議案審議を行います。それから、農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員さんは、退席をすることとなっていますのでよろしくをお願いします。

○日程1「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について」

(議案1号 1件)

議長

日程1、農地法第18条の規定による合意解約通知について事務局説明をお願いします。

事務局

日程1、農地法第18条の規定による合意解約通知について議案朗読説明
議案1号につきましては、双方の合意による解約であり、問題ないと考えます。

議長

議案1号につきましては、報告ということでした承りたいと思います。

○日程2「農用地利用集積計画の決定について」

(議案2号～7号 6件)

議 長

日程 2、農地利用集積計画の決定について事務局説明をお願いします。

事 務 局

日程 2、農地利用集積計画の決定について議案朗読説明。

議案 2 号から 7 号は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

議案 2 号は利用権、継続設定の案件です。

議案第 2 号について、質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議案 3 号について、議席番号 29 番佐藤 圭介委員より説明をお願いします。

29 番佐藤 圭介委員

借受人の五島さんは別府市になっておりますが、奥さんの実家が三船でございます。それで、池田さんの土地は、ずっと前から奥さんの実家の手伝いと一緒に、その機械を使って以前から小作をしており、実績がありました。今回、正式に賃貸借契約をするということになりました。今まで通り適切に田んぼをつくっていくことと考えられますので、問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案 4 号、5 号について、借受人が同一ですので続けて説明をお願いします。

説明を、議席番号 2 番加藤 正信委員さんよりお願いします。

2 番加藤 正信委員

4 号、5 号、受人が同じですので、続けて説明をいたします。

貸付人は両名とも三重県と福岡県となっております。この土地は親の代から小作をしていたということで、もう 10 年来になるそうです。借受人の森山さんは、81 歳と高齢ですが、家族全員で水稻を栽培しており、これからも適正に管理できるものと思います。

議 長

質疑を受けます。
どなたかご質問はありませんか。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認します。

議案6号について、議席番号1番大澤 英之委員より説明をお願いします。

1番大澤 英之委員

この6号議案につきましては、もう随分前から大久保嘉治丸さんが耕作をしておりました。今回、はじめて農業委員会にあがってきた訳ですが、農機具も一通りそろっていますので、適正に耕作ができるものと思います。

議 長

質疑を受けます。
どなたかご質問はありませんか。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認します。

議案7号について、議席番号9番後藤 慶子委員より説明をお願いします。

9番後藤 慶子委員

貸付人の日野さんと借受人の阿南さんは隣同士ですが、阿南さんが仕事がそろそろ定年になるのもっと農業をしたいということで、隣の日野さんと相談したら、「家のを貸してあげるからがんばってごらん。」ということで、トラクターは持っていますがまわりの皆さんに機械やら知恵やらお借りしながらがんばって行きたいという構想のようですので、問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。
どなたかご質問はありませんか。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認します。

○日程3「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案8号～15号 8件)

議 長

日程3、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、8件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程3、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について朗読説明。

議案8号から15号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長

議案8号について、議席番号35番後藤 義昭委員が欠席ですので、事務局より説明をお願いします。

事務局

渡人の宮崎さんは60台ですが、以前より田は貸し出しており、農機具等も一切なく農業できる状況ではありません。今回は以前貸していた方が耕作をやめるということで苦慮していたところ、長田さんの実家の田がその近くにありまして、今回その田を買い受けて農業を少し広げようということで話がまとまったと聞いております。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

29番佐藤 圭介委員

事務局に聞いたんですが、農地法3条で五反の制約があると聞いたんですが、これは1774と4498を足して五反になるのかということですか。

事務局

そうです。

議 長

外にございませぬか。

(ありません。)

ないようでしたら、承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案9号について、議席番号5番坂本 成一委員より説明をお願いします。

5番坂本 成一委員

原山 和郎君は、以前、生前贈与で委員会に手続きして諮っております。しかし、生前贈与の手続きの仕方が悪くて、多額の贈与税を納めなければならないということで、そんなお金はないということで、(申請を)払い戻そうということになり、この手続きが出てきました。生前贈与の仕組みがよくわからないので、事務局、補足をお願いします。

事務局

生前贈与の相談があったときに、よほどの事情がない限りはこれをすると贈与税がかかるので、税務署と協議しながら進めて下さいということは申し上げていたんですが、

税のいろんな制度が今年の1月から変わった関係もありまして、名義変更をしたんですが、税の控除を受けるのに届出が間に合わなくて、それをしていれば税金の控除が受けられたんでしょうけど、贈与税の額が高額になり、本人が税務署に相談したらしいんですが、そしたら、今年度中に所有権を戻せば贈与税はかからなくなりますというような返答を受けたようです。で前回の許可で息子さんに所有権の移転は終わっておりましたので、また、今回お父さんに移転するために許可書がないとできませんので、申請書を出していただいたという状況です。

議 長

生前一括贈与は、500万でしたかね。

事 務 局

生前一括贈与については、免除の申請をしていなければうけられないということで、今回はその辺がうまくできなかつたということのようです。それと相続時の一括精算課税制度とかあるんですが、それも手続きが1月で間に合わなくて、どちらの制度にも間に合わなかつたということのようです。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案10号について、議席番号2番加藤 正信委員より説明をお願いします。

10番加藤 正信委員

渡人の三重野さんは高齢で農機具等もなく、これまでも受人の森山さんに耕作をお願いしておりました。今回は新たに田んぼを引き取ってくれないかという話から、申請におよんだようではありますが、本人もこれまで耕作していましたので、今後も適正に管理していけると思います。先ほど4号、5号議案で説明しましたように、外にも田んぼを三反、四反耕作しており、今後も管理していくと思います。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案11号について、議席番号5番坂本 成一委員より説明をお願いします。

5番坂本 成一委員

後藤ナガエさんと後藤哲三さんは近い親戚で、哲三さんから見たら叔母さんにあたります。ナガエさんは大分に出ており、農業は一切しておりません。これまでは管理一切を哲三さんに任せておりました。哲三さんは機械も一式持っておりますし、退職してからは農業に一生懸命取り組んでおりますし、身内の土地であることから哲三さんが買い取ると言うことで今回の申請になったようです。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案12号について、議席番号11番廣瀬 啓治委員より説明をお願いします。

11番廣瀬 啓治委員

渡人と受人は親子です。忠士さんが今年80歳になるんで、自分が元気なうちに息子に一括贈与をしたいという相談がございまして、この申請ということになっております。生前一括贈与で何ら問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案13号について、議席番号3番佐藤 有太郎委員より説明をお願いします。

3番佐藤有太郎委員

立石さんは何度かこの土地のことで話に来たりいろいろありましたけど、この人は宅地にしたいと言ってたんですけど、ここが農振の範囲でできないということで、近藤さんはちゃんとした農業をしておりますんで、この土地を買いきたいということで話がまとまったようです。近藤さんなら大丈夫と思います。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案14号について、議席番号9番後藤 慶子委員より説明をお願いします。

9番後藤 慶子委員

関連議案7号でありましたように、日野さんが大分の方にお住まいで、田んぼは一昨年まではつくっていたんですが、去年はつくってなくて、このまま荒れるのかなと思ってたら、この阿南さんが定年になったら農業をしたいということで、日野さんと話のできたので買いたいということで、家も近くであり、また、奥さんもすごくやる気みたいで、話をしたときに、この奥さんならやるだろうなという印象でした。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案15号について、議席番号7番佐藤 義男委員より説明をお願いします。

7番佐藤 義男委員

渡人の古長さんと受人の古長さんは、隠居、本家だそうです。渡人の古長さんがもう今年は何も作れないということになって、本家の方の古長さんと話できて譲るようになったそうです。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

○日程4「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案16号 1件)

議 長

日程4、農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程4、農地法第4条の規定による許可申請の審議について議案朗読説明

議案16号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題ないと考えます。

議 長

議案16号について、議席番号16番梅木 敏弘委員より説明をお願いします。

16番梅木 敏弘委員

位置図、字図の1, 2, 3ページをご覧下さい。3ページを見ていただきたいと思います。全体の面積は2571㎡で施設面積が2344㎡となっております。隣地の同意も全部とれておりますし、九電との契約も既に終わっております。隣接する農地には特に問題はないと思います。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

○日程5「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案17号～19号 3件)

議 長

日程5、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程5、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議について議案朗読説明
議案17号から19号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案17号について、議席番号29番佐藤 圭介委員より説明をお願いします。

29番佐藤 圭介委員

位置については4ページからになります。由布川小学校の裏手になります。申請地の右にスペースがありますが、これは去年、同様の申請があったところで、すでにそこには8軒の家が建っております。今回も同様の申請であります。渡人の園田さんは親から相続した畑であり、開発業者がここを開発するというので、まだまだ需要があるそうで、今回は12軒建てるという予定であります。致し方ないと考えます。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案18号について、議席番号35番後藤 義昭委員が欠席ですので、事務局より説

明をお願いします。

事務局

渡人の朽方さん外2名ということですが、3姉弟が相続で受け継いだ農地となります。こちらには誰も住んでおらず、農地の管理も難しい状況になっておりまして、どなたかに譲りたいということでしたが、今回、松尾さんが一般住宅を建てると言うことでの申請になっております。第3種農地であり問題はないと思います。

議長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案19号について、議席番号27番溝口 正剛委員より説明をお願いします。

27番溝口 正剛委員

位置は湯布院駅の西側になります。この地区が2,3年の間に賃貸住宅が5軒目になります。位置図は10ページからになりますが、南側に道路があるんですが、それから南側が農振地域になりますが、下排水も合併処理をするということで、隣地同意や水路組合からの許可もでており問題はないと思います。

議長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

○日程6「農地法第5条の規定による賃借権設定の許可申請について」

(議案20号～22号 3件)

議長

日程6、農地法第5条の規定による賃借権設定の許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程6、農地法第5条の規定による賃借権設定の許可申請の審議について議案朗読説明
議案20号、21号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題はないと考えます。

議案22号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、

問題はないと考えます。

議 長

議案20号について、議席番号18番加藤 康男委員が欠席ですので、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

今回の受人の(株)ヒシヨー 代表取締役 安部勝利さんと渡人は親族関係にあたりと聞いております。安部勝利さんが経営する(株)ヒシヨーは現在、西大分に資材置場を確保しているんですが、地代等で折り合いがつかず、その借地を返納するような状況となっている中、安部芳昭さんが自分の農地を貸して、資材置場として利用すればということで話がまとまったと聞いております。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案21号について、22番佐藤 高信委員は関係者ということですので、会議規則12条の規定により、退席をお願いします。

それでは説明を議席番号30番佐藤千代信委員より説明をお願いします。

30番佐藤千代信委員

申請地は210号の旧道で、地図は16ページにあるんですが、正観寺というお寺があるんですが、それから下に少し行ったところですが、本人からここに太陽光発電施設を建てたいという申出がありましたんで、わたしもいいんじゃないかと思いましたが、審議をお願いします。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

5番坂本 成一委員

受人のところに合同会社湯布太陽とありますが、どういう会社か説明して下さい。

事 務 局

申請書に会社の登記簿がついていますので、それで説明いたします。

平成24年11月29日に設立された会社で、事業内容としては、太陽光発電システムによる売電と水力発電による売電となっております。社員につきましては業務執行社員として2名で構成されている会社です。

議 長

坂本委員さん、よろしいでしょうか。

外にありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

佐藤委員さん、お入り下さい。

佐藤委員さんへ報告いたします。

審議の結果、多数で承認されましたので、報告いたします。

議案22号について、議席番号34番小山 豊康委員より説明をお願いします。

34番小山 豊康委員

吉村輝代さんと修一さんは、親子の関係でございます。住所は一緒ですが、アパートを借りて奥さんと住んでおります。子供が一人おります。二人とも年金病院に勤めています。位置図が19ページになりますが、夢想園の少し東側でございます。一の宮線が通っており中野というところがあるんですが、申請地の東側には道路が通っており、西側は宅地になっており、北側は輝代さんの農地ですが、農機具も持っておりませんので他人に貸しております。周囲は宅地や自分ところの農地であり、何ら問題はないと思います。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

○日程7「非農地証明の発行について」

(議案23号 1件)

議 長

日程7、非農地証明の発行について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程7、非農地証明の発行について議案朗読説明

議案23号は、農地法第2条第1項の対象とならない土地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案23号について、議席番号32番山月 憲昭委員より説明をお願いします。

32番山月 憲昭委員

位置図については22ページ、過去に転用許可済みということは、許可書のコピーで確認いたしました。現地に行って農地でないことも確認いたしました。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

採決をいたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる方は挙手をお願いします。

結果、挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

○日程8「下限面積（別段の面積）の設定について」

議 長

日程8、下限面積（別段の面積）の設定について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程8、下限面積の設定について議案朗読説明

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

それでは採決をいたします。議案24号について賛成の方の挙手をお願いします。

挙手多数により下限面積の変更は行わないこととします。

○日程9「平成28年度大分県農政施策に関する建議について」

議 長

日程9、平成28年度大分県農政施策に関する建議について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程9、平成28年度大分県農政施策に関する建議について議案朗読説明

議 長

只今、提案のありました建議について、質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

採決をいたします。大分県農政施策に関する建議として良いと思われる方は挙手をお願いします。

挙手多数により由布市農業委員会の意見として、大分県農政施策に関する建議として提

出いたします。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了しました。ご協力ありがとうございました。